

第2章

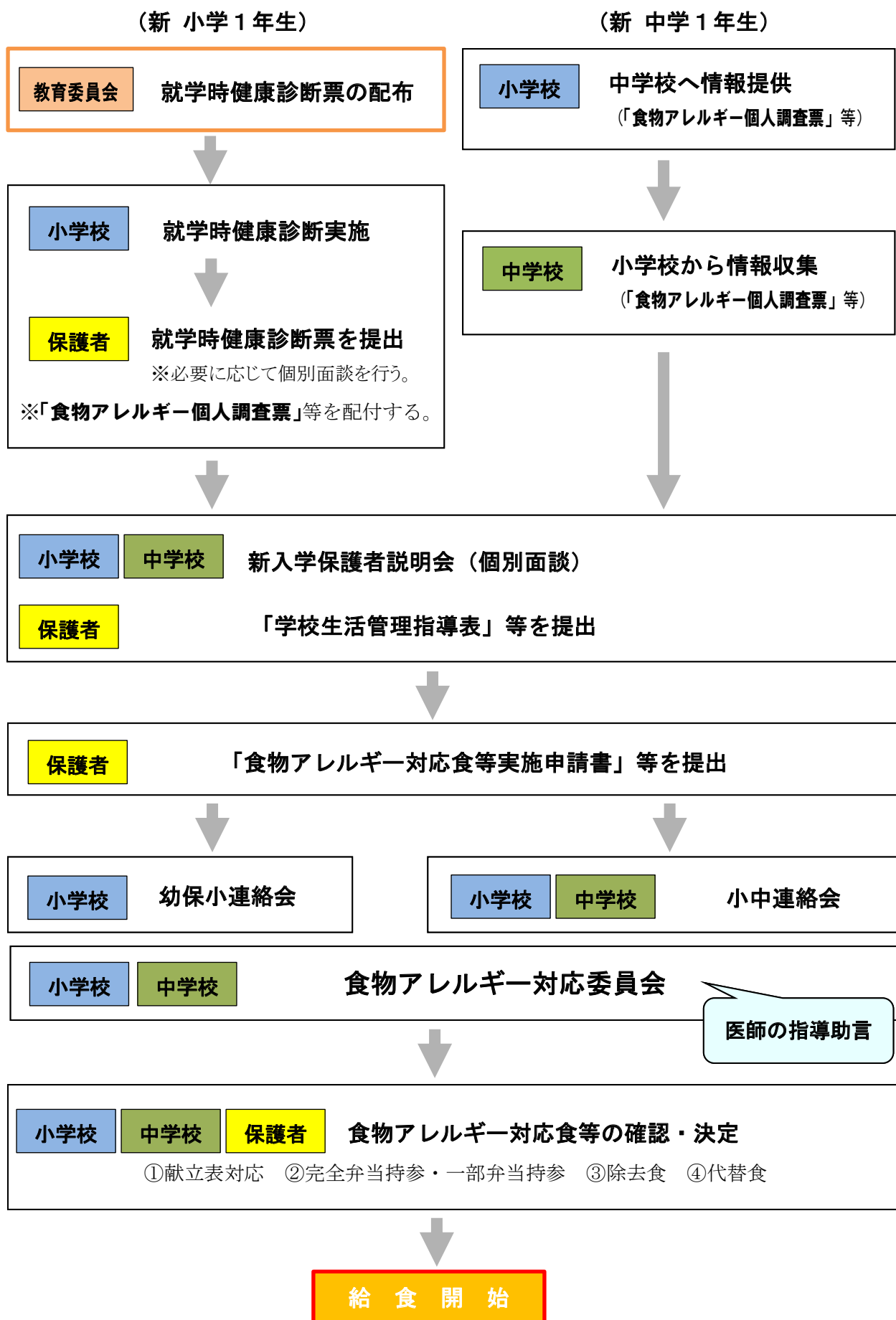
食物アレルギーの対応について

食物アレルギーを有する児童生徒やその保護者が、学校生活に対する不安を少しでも解消できるよう、学校は、可能な限り早い時期から実態の把握に努めるとともに、個別面談等を行い、保護者や医師などからの正確な情報提供を求めることが大切です。

併せて、全教職員で共通理解を図り、対応を確認することが必要です。



1 食物アレルギーの情報把握と対応決定までの流れ



＜食物アレルギー対応委員会と実施決定基準＞

食物アレルギー対応委員会

個別面談で把握したアレルギー症状や原因食品、保護者が希望する対応等を踏まえ、学校側の事情や他の児童生徒との関係も含めて協議し、校長が対応を決定します。

委員は、管理職、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、給食主任、保健主事、担任等で構成します。

仙台市食物アレルギー対応食（除去食，代替食等）実施決定基準

- 医師の診察・検査により、食物アレルギーと診断されている。
- アレルゲン（原因食品）が特定されており、医師からも食事療法を指示されている。
- 家庭でも原因食品の食事療法を行っている。

2 個別面談の主な項目例

面談を行う際には、保護者からの情報を十分に確認できるよう、複数の職員で対応します。

- ①食物アレルギーの診断及び症状を確認する
 - 食物アレルギー個人調査票の内容 医療機関への受診の有無
 - 過去の具体的なアレルギー発症（アナフィラキシー等）の情報
- ②家庭での対応状況を把握する
 - アレルギーと診断された食品以外にも「心配だから」「念のために」制限しているものがないか
 - アレルギーが改善した（耐性獲得）後も食べていない食品はあるか
- ③保護者の希望を聞き取る
 - 少しでも積極的に給食を食べさせたいか、安全を期して弁当を持参するか
 - 一部代替食持参に協力可能か
 - 学校生活において配慮すべき必要事項
- ④理解を求める
 - 給食の提供体制を説明 対応可能な範囲を示す 一部代替食持参の必要性
- ⑤緊急時の対応を確認する
 - 学校に持参する薬剤の有無 薬剤の保管の方法，使用するタイミング
 - エピペン®携帯者の場合は，その取扱いと有効期限の確認 保護者の連絡先・方法
 - 緊急時の医療機関への受診
- ⑥情報共有への同意を得る
 - 教職員で情報を共有することについて同意を得る
 - 学級内の児童生徒へ食物アレルギー情報を提供することについて同意を得る
- ⑦情報提供する
 - 給食提供の可否（対応食提供・当日の献立により一部提供・弁当対応等）
 - 給食献立並びに詳細な食材情報の提供

3 食物アレルギー対応の進め方と関係書類

(1) 単独調理校

① 小学校の対応

<新1年生・新2～6年生>

時期	新1年生	新2～6年生	
10月～12月	<p>小学校 就学時健康診断</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者から「就学時健康診断票」が小学校へ提出される。 食物アレルギーを有する児童か確認し、学校生活上対応が必要な児童の保護者に書類を配付する（必要に応じ、個別面談の場を設ける）。 希望者には、牛乳代替飲料提供事業の情報提供を行う。 <p>配付</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄) 様式2-1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) <p><給食での対応を希望する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式2-2 給食対応調査表 	<p>様式1・様式2-1は「食物・食材を扱う授業・活動」「運動(体育・部活動等)」「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活を送る上で何らかの配慮を希望する保護者に対しては、給食対応の有無に関わらず提出を求めること。</p>	
2月	<p>小学校 新入学児童保護者説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者から書類を提出してもらい、個別面談にてアレルギー症状や対応内容等を確認する。 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄) 様式2-1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) <p><給食での対応を希望する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式2-2 給食対応調査表 <p>配付</p> <p><給食での対応を希望する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) 牛乳代替飲料提供申請書 		<p>小学校 個別面談実施</p> <ul style="list-style-type: none"> アレルギー症状や対応内容等の変更の有無を個別面談等で確認し、引き続き対応を希望する保護者へ書類を配付し、提出してもらう。 <p>配付・受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書(継続用) 牛乳代替飲料提供申請書 <p><内容に変更がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式2-1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 様式2-2 給食対応調査表 様式5 食物アレルギー対応食等解除申請書 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄)
	<p>小学校 保護者からの申請</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食での対応を希望する保護者から申請書を提出してもらう。 <p>受領</p> <p><給食での対応を希望する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) 牛乳代替飲料提供申請書 		<p>様式2-1は医師が記入するため、医療機関の予約や受診状況により、提出が説明会に間に合わない場合は、様式1等を基に面談を行う・面談時期を調整する等、柔軟に対応すること。</p>
	<p>小学校 幼保小連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園や保育施設での対応状況等の情報を確実に得る。 		
3月	<p>小学校 牛乳代替飲料提供の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康教育課へ申請書を提出する。 <p>提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛乳代替飲料提供申請書 		

時期	新1年生	新2～6年生
3月	<p>小学校 食物アレルギー対応委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者からの提出書類を基に、具体的対応策を検討する。 ● 必要に応じて、保護者の同意を得た上で、主治医・学校医から指導助言をもらう。 ● <u>校長が対応を決定する。</u> <p>小学校 対応の引継</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対応委員会での決定事項や対応状況の情報等に関し、校内での引継を徹底する。 	
4月～	<p>小学校 保護者へ実施決定の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者に通知し、具体的な対応について話し合いを行う。 <p>通知</p> <p>・様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書</p> <p>小学校 校内での体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 校内での対応の共通理解を図る。 ● 食物アレルギーを有する児童への対応食の提供方法や緊急時の対応（エピペン®の使用方法等）について、校内で研修を行う。 ● 関係書類を個別にファイル等で管理する。 ● 献立確認書を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。 	

<現6年生（新中1年生）>

時期	現6年生（新中1年生）
11月～12月	<p>小学校 入学予定中学校での対応確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食物アレルギーを有する児童の保護者に書類を配付し、中学校での食物アレルギー対応の希望の有無を確認する（希望がある場合は、小学校から中学校へ書類を引き継ぐことについて保護者から同意を得る）。 <p>配付</p> <p>・様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） <給食での対応を希望する場合に配付> ・様式2-2 給食対応調査表</p> <p>小学校 入学予定中学校への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 希望状況を取りまとめ、指定期日までに書類を提出する。 <p>提出</p> <p>・中学校進学における食物アレルギー対応希望者連絡票 ・様式1 食物アレルギー個人調査票（写）</p>
3月	<p>小学校 小中連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 進学先中学校へ書類を提出し、小学校での対応状況の情報と共に確実に引き継ぐ。 <p>提出</p> <p>・様式1 食物アレルギー個人調査票（<u>原本</u>）</p> <p>小学校 保護者への書類返却</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者へ書類を返却する。 <p>返却</p> <p>・様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（<u>原本</u>）</p>

様式2-1は「食物・食材を扱う授業・活動」「運動（体育・部活動等）」「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活を送る上で何らかの配慮を希望する保護者に対しては、給食対応の有無に関わらず提出を求めること。

様式1は小学校～中学校まで使用するため、中学校入学時には小学校で作成したものを引き継ぐこと。

② 中学校の対応

<新1年生・新2・3年生>

時期	新1年生	新2・3年生
11月 ～ 12月	<p>中学校 小学校から関係書類の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校から送付される書類を基に、情報を把握する。 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校進学における食物アレルギー対応希望者連絡票 ・ 様式1食物アレルギー個人調査票(写) 	
12月 ～ 2月	<p>中学校 新入生保護者説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校からの送付書類や保護者からの提出書類を基に、個別面談にてアレルギー症状や対応内容等を確認する。 ● 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式2-1学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) <給食での対応を希望する場合> ・ 様式2-2給食対応調査表 <p>配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <給食での対応を希望する場合> ・ 様式3-1食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) ・ 牛乳代替飲料提供申請書 <p>中学校 保護者からの申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給食での対応を希望する保護者から申請書を提出してもらう。 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> <給食での対応を希望する場合に提出> ・ 様式3-1食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) ・ 牛乳代替飲料提供申請書 	<p>中学校 個別面談実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アレルギー症状や対応内容等の変更の有無を個別面談等で確認し、引き続き対応を希望する保護者へ書類を配付し、提出してもらう。 <p>配付・受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式3-2食物アレルギー対応食等実施申請書(継続用) ・ 牛乳代替飲料提供申請書 <内容に変更がある場合に提出> ・ 様式2-1学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) ・ 様式2-2給食対応調査表 ・ 様式5食物アレルギー対応食等解除申請書 ・ 様式1食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄)
3月	<p>中学校 牛乳代替飲料提供の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康教育課へ申請書を提出する。 <p>提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牛乳代替飲料提供申請書 	
	<p>中学校 小中連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校から書類を受け取り、小学校での対応状況の情報を確実に引き継ぐ。 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式1食物アレルギー個人調査票(原本) 	<p>様式1は小学校～中学校まで使用するため、中学校入学時には小学校で作成したものを引き継ぐこと。</p>
	<p>中学校 食物アレルギー対応委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者からの提出書類を基に、具体的対応策を検討する。 ● 必要に応じて、保護者の同意を得た上で、主治医・学校医から指導助言をもらう。 ● <u>校長が対応を決定する。</u> <p>中学校 対応の引継</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対応委員会での決定事項や対応状況の情報等に関し、校内での引継を徹底する。 	

様式2-1は医師が記入するため、医療機関の予約や受診状況により、提出が説明会に間に合わない場合は、**様式1**等を基に面談を行う・面談時期を調整する等、柔軟に対応すること。

様式1は小学校～中学校まで使用するため、中学校入学時には小学校で作成したものを引き継ぐこと。

時期	新1年生	新2～3年生
4月～	<p>中学校 保護者へ実施決定の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者に通知し、具体的な対応について話し合いを行う。 <p>通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書 <p>中学校 校内での体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 校内での対応の共通理解を図る。 ● 食物アレルギーを有する生徒への対応食の提供方法や緊急時の対応（エピペン®の使用法等）について、校内で研修を行う。 ● 関係書類を個別にファイル等で管理する。 ● 献立確認書を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。 	

<現3年生（新高1年生）>

時期	現3年生（新高1年生）	
3月	<p>中学校 保護者への書類返却</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者へ書類を返却する。 <p>返却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）<u>（原本）</u> 	



(2) 給食センター対象校

① 小学校の対応

<新1年生・新2～6年生>

【給食対応無し】給食での対応が不要な場合
 【基準食】給食で基準食を提供（本人が除去）する場合
 【対応食】給食で食物アレルギー対応食を提供する場合

時期	新1年生
10月 ～ 12月	<p>小学校 就学時健康診断【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者から「就学時健康診断票」が小学校へ提出される。 食物アレルギーを有する児童が確認し、学校生活上対応が必要な児童の保護者に書類を配付する（必要に応じ、個別面談の場を設ける）。 希望者には、牛乳代替飲料提供事業に関する情報提供を行う。 <p>配付</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄) 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） <p><給食での対応を希望する場合に配付></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式2-2 給食対応調査表
11月 ～ 2月	<p>小学校 給食センターとの個別面談希望者の確認・日程調整【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食センターの食物アレルギー対応食提供を希望する児童のみ、保護者と個別面談の日程調整を行う。 面談用資料とするため、保護者から書類を提出してもらい、給食センターと情報共有することについて同意を得る。 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄) 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） 様式2-2 給食対応調査表
	<p>小学校 給食センターへの個別面談申込【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食センターへ書類を提出する。 <p>提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー対応食提供に係る個別面談希望調査票 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄) (写) 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） (写) 様式2-2 給食対応調査表 (写)
	<p>給食センター 小学校へ個別面談日を通知【対応食】</p>
	<p>小学校 保護者へ個別面談日を連絡【対応食】</p>
	<p>小学校・保護者・給食センター 個別面談の実施【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食センターから食物アレルギー対応食提供に係る説明を行う。 保護者からの提出書類を基に、アレルギー症状や対応内容等を確認する。 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 <p>配付</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用） 牛乳代替飲料提供申請書
	<p>給食センター 小学校へ所見を送付【対応食】</p>
	<p>小学校 食物アレルギー対応食提供要否に係る判断【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食センターの所見を参考に、小学校と保護者で対応を協議する。 食物アレルギー対応食提供要否を校長が判断し、給食センター及び保護者へ連絡する。

様式1・様式2-1は「食物・食材を扱う授業・活動」「運動（体育・部活動等）」「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活を送る上で何らかの配慮を希望する保護者に対しては、給食対応の有無に関わらず提出を求めること。

様式2-1は医師が記入するため、医療機関の予約や受診状況により、提出が個別面談に間に合わない場合は、様式1を基に面談を行うこととし、様式2-2は様式2-1と一緒に提出してもらうこと。

時期	新1年生	新2～6年生
2月	<p>小学校 新入学児童保護者説明会【給食対応無し】【基準食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食センターと面談済の児童以外で学校生活での配慮を希望する児童について、保護者から書類を提出してもらい、個別面談にてアレルギー症状や対応内容等を確認する。 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄) 様式2-1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) <p><給食での対応を希望する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式2-2 給食対応調査表 <p>配付</p> <p><給食での対応を希望する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) 牛乳代替飲料提供申請書 <p>小学校 保護者からの申請【基準食】【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食での対応を希望する保護者から申請書を提出してもらう。 <p>受領</p> <p><給食での対応を希望する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) 牛乳代替飲料提供申請書 <p>小学校 幼保小連絡会【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園や保育施設での対応状況等の情報を確実に得る。 	<p>小学校 個別面談実施【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> アレルギー症状や対応内容等の変更の有無を個別面談等で確認し、引き続き対応を希望する保護者へ書類を配付し、提出してもらう。 <p>配付・受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書(継続用) 牛乳代替飲料提供申請書 <p><内容に変更がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式2-1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 様式2-2 給食対応調査表 様式5 食物アレルギー対応食等解除申請書 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄)
3月	<p>小学校 食物アレルギー対応委員会【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者からの提出書類を基に、具体的対応策を検討する。 必要に応じて、保護者の同意を得た上で、主治医・学校医から指導助言をもらう。 <u>校長が対応を決定する。</u> <p>小学校 給食センターへ食物アレルギー対応の申請【基準食】【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食センターへ書類を提出する。 <p>提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式2-1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) (写) ※基準食のみ 様式2-2 給食対応調査表 (写) ※基準食のみ 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) (写) 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書(継続用) (写) 様式7 食物アレルギー等による給食対応について(報告) <p>小学校 牛乳代替飲料提供の申請【基準食】【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康教育課へ申請書を提出する。 <p>提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛乳代替飲料提供申請書 	

時期	新1年生	新2～6年生
3月	給食センター 学校へ実施決定の通知【基準食】【対応食】 提出 ・様式8 食物アレルギー等による給食対応について（通知）	
	小学校 対応の引継【全員】 ● 対応委員会での決定事項や対応状況の情報等に関し、校内での引継を徹底する。	
4月～	小学校 保護者へ実施決定の通知【基準食】【対応食】 ● 保護者に通知し、具体的な対応について話し合いを行う。 通知 ・様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書	
	小学校 校内での体制整備【全員】 ● 校内での対応の共通理解を図る。 ● 食物アレルギーを有する児童への対応食の提供方法や緊急時の対応（エピペン®の使用方法等）について、校内で研修を行う。 ● 関係書類を個別にファイル等で管理する。 ● 献立確認書等を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。	

<現6年生（新中1年生）>

時期	現6年生（新中1年生）	
11月～ 12月	小学校 入学予定中学校での対応確認【全員】 ● 食物アレルギーを有する児童の保護者に書類を配付し、中学校での食物アレルギー対応の希望の有無を確認する（希望がある場合は、小学校から中学校へ書類を引き継ぐことについて保護者から同意を得る）。 配付 ・様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） <給食での対応を希望する場合> ・様式2-2 給食対応調査表	様式2-1は「食物・食材を扱う授業・活動」「運動（体育・部活動等）」「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活を送る上で何らかの配慮を希望する保護者に対しては、給食対応の有無に関わらず提出を求めること。
	小学校 入学予定中学校への連絡【全員】 ● 希望状況を取りまとめ、指定期日までに書類を提出する。 提出 ・中学校進学における食物アレルギー対応希望者連絡票 ・様式1 食物アレルギー個人調査票（写）	
3月	小学校 小中連絡会【全員】 ● 進学先中学校へ書類を提出し、小学校での対応状況の情報と共に確実に引き継ぐ。 提出 ・様式1 食物アレルギー個人調査票（原本）	様式1は小学校～中学校まで使用するため、中学校入学時には小学校で作成したものを引き継ぐこと。
	小学校 保護者への書類返却【全員】 ● 保護者へ書類を返却する。 返却 ・様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（原本）	

② 中学校の対応

<新1年生・新2・3年生>

時期	新1年生
11月 ～ 12月	<p>中学校 小学校から関係書類の送付【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校から送付される書類を基に、情報を把握する。 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校進学における食物アレルギー対応希望者連絡票 ・ 様式1 食物アレルギー個人調査票 (写)
	<p>中学校 給食センターとの個別面談希望者の確認・日程調整【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給食センターの食物アレルギー対応食提供を希望する生徒のみ、保護者と個別面談の日程調整を行う。 ● 面談用資料とするため、保護者から書類を提出してもらい、給食センターと情報共有することについて同意を得る。 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式2-1 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用) ・ 様式2-2 給食対応調査表 <p>様式2-1は医師が記入するため、医療機関の予約や受診状況により、提出が個別面談に間に合わない場合は、様式1を基に面談を行うこととし、様式2-2は様式2-1と一緒に提出してもらうこと。</p>
1月 ～ 2月	<p>中学校 給食センターへの個別面談申込【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給食センターへ書類を提出する。 <p>提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギー対応食提供に係る個別面談希望調査票 ・ 様式1 食物アレルギー個人調査票 (写) ・ 様式2-1 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用) (写) ・ 様式2-2 給食対応調査表 (写) <p>給食センター 中学校へ個別面談日を通知【対応食】</p> <p>中学校 保護者へ個別面談日を連絡【対応食】</p> <p>中学校・保護者・給食センター 個別面談の実施【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給食センターから食物アレルギー対応食提供に係る説明を行う。 ● 保護者からの提出書類を基に、アレルギー症状や対応内容等を確認する。 ● 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 <p>配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書 (新規用) ・ 牛乳代替飲料提供申請書 <p>給食センター 中学校へ所見を送付【対応食】</p> <p>中学校 食物アレルギー対応食提供要否に係る判断【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給食センターの所見を参考に、中学校と保護者で対応を協議する。 ● 食物アレルギー対応食提供要否を校長が判断し、給食センター及び保護者へ連絡する。 <p>中学校 新入生保護者説明会【給食対応無し】【基準食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給食センターと面談済の生徒以外で学校生活での配慮を希望する生徒について、小学校からの送付書類や保護者からの提出書類を基に、個別面談にてアレルギー症状や対応内容等を確認する。 ● 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式2-1 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用) <給食での対応を希望する場合> ・ 様式2-2 給食対応調査表 <p>配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <給食での対応を希望する場合> ・ 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書 (新規用) ・ 牛乳代替飲料提供申請書

時期	新1年生	新2～3年生
1月～2月	<p>中学校 保護者からの申請【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食での対応を希望する保護者から申請書を提出してもらう。 <p>受領</p> <p><給食での対応を希望する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用） 牛乳代替飲料提供申請書 	<p>中学校 個別面談実施【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> アレルギー症状や対応内容等の変更の有無を個別面談等で確認し、引き続き対応を希望する保護者へ書類を配付し、提出してもらう。 <p>配付・受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書（継続用） 牛乳代替飲料提供申請書 <p><内容に変更がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） 様式2-2 給食対応調査表 様式5 食物アレルギー対応食等解除申請書 様式1 食物アレルギー個人調査票（保護者記入欄）
	<p>中学校 食物アレルギー対応委員会【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者からの提出書類を基に、具体的対応策を検討する。 必要に応じて、保護者の同意を得た上で、主治医・学校医から指導助言をもらう。 校長が対応を決定する。 <p>中学校 給食センターへ食物アレルギー対応の申請【基準食】【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食センターへ書類を提出する。 <p>提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（写）※基準食のみ 様式2-2 給食対応調査表（写）※基準食のみ 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用）（写） 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書（継続用）（写） 様式7 食物アレルギー等による給食対応について（報告） 	
3月	<p>中学校 牛乳代替飲料提供の申請【基準食】【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康教育課へ申請書を提出する。 <p>提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛乳代替飲料提供申請書 <p>給食センター 学校へ実施決定の通知【基準食】【対応食】</p> <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式8 食物アレルギー等による給食対応について（通知） 	
	<p>中学校 小中連絡会【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校から書類を受け取り、小学校での対応状況の情報を確実に引き継ぐ。 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式1 食物アレルギー個人調査票（原本） 	<p>様式1は小学校～中学校まで使用するため、中学校入学時には小学校で作成したものを引き継ぐこと。</p>
	<p>中学校 対応の引継【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応委員会での決定事項や対応状況の情報等に関し、校内での引継を徹底する。 	

時期	新1年生	新2～3年生
4月～	<p>中学校 保護者へ実施決定の通知【基準食】【対応食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者に通知し、具体的な対応について話し合いを行う。 <p>通知</p> <p>・様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書</p>	
	<p>中学校 校内での体制整備【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 校内での対応の共通理解を図る。 ● 食物アレルギーを有する生徒への対応食の提供方法や緊急時の対応（エピペン®の使用方法等）について、校内で研修を行う。 ● 関係書類を個別にファイル等で管理する。 ● 献立確認書等を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。 	

<現3年生（新高1年生）>

時期	現3年生（新高1年生）
3月	<p>中学校 保護者への書類返却【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者へ書類を返却する。 <p>返却</p> <p>・様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（<u>原本</u>）</p>

4 学校給食での対応

食物アレルギー対応食の提供は、医師の診断をもとに、学校と保護者が十分に話し合いを行い、決定します。保護者との面談は、複数の職員で対応します。対象者の食物アレルギーの状況と調理場の設備や人員の面などの給食提供体制を考慮に入れ、安全に提供できる場合に食物アレルギー対応食の提供を行います。

仙台市の学校給食では、特定原材料等のうち下記の食品は、基準食を含め、年間を通じて献立に使用しないこととします（令和7年10月～対応開始）。

くるみ・そば・落花生・いくら・カシューナッツ・キウイフルーツ

<学校給食での食物アレルギー対応>

①：献立確認書や詳細献立表等での対応

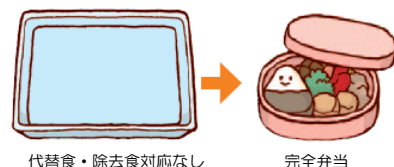
アレルゲン成分含有の情報等、献立に使用される食品について、献立確認書や詳細献立表、成分表を事前に配付し、お知らせします（場合によっては保護者との面談を行い、対応の内容を伝えます）。

保護者は、それらに基づき、献立の中から取り除いて食べるもの、または、食べる献立と食べない献立を本人と一緒に確認し、決めます。献立確認書に署名し、学校へ提出します。

②：弁当持参

【毎日弁当を持参する場合】

アレルギーの原因となる食品が多く、予定献立の学校給食を食べることができない場合は、「完全弁当持参」となります。



給食を止めて完全弁当持参の場合は、給食費の徴収はしません。

【献立によって弁当を持参する場合】

アレルゲンとなる食品が給食で使用されており、調理の過程で除去が困難な場合、または代替食を容易に準備できない場合は、「一部弁当持参」となります。

③：除去食の対応

除去食とは、調理の過程でアレルゲンとなる食品を除いた給食を提供することをいいます。調理の過程で除去が可能な場合に対応します。単品の果物やおかずを除くことも該当します。

【除去食の一例】（アレルゲン：卵）



基準食では、卵スープが提供されます。



卵スープに入る卵を除去します。

④：代替食の対応

代替食とは、除去した食品に対して、代替りの食品を加えたり、調理法を変えたりして完全な献立を提供することをいいます。代替の食品が容易に調達でき、安全に配慮し実施可能な場合に対応します。対応食の内容を複雑化させず、単純化して、安全性を高めることが大切です。

なお、「牛乳」や、主食である「米飯」「パン」がアレルゲンとなる場合、アレルギー対応で停止することができます。「牛乳」は代替飲料がありますが、「米飯」や「パン」は代替食の提供はありません。

【代替食の一例】（アレルゲン：乳，小麦）



基準食では、食パンと牛乳、スライスチーズ、ハンバーグ、汁物が提供されます。



ハンバーグの代わりに、鶏肉のソテーが提供されます。希望により、牛乳の代替飲料として、麦茶又はほうじ茶が提供されます（水筒持参も可）。仙台市では、主食の代替を行っていないため、家庭から持参してもらいます。

※「牛乳」「米飯」「パン」「おかず」を毎回停止する場合は、給食費が減額となります。

（給食費の詳細については、学校給食費事務取扱説明書を参照）

5 保護者との連携

対応に当たっては、日頃から保護者との連絡を密にし、児童生徒の健康状況や家庭での対応状況等を把握し、よりよい対応ができるようにします。お互いに情報交換を十分に行い、連携して取り組みます。

保護者から対象児童生徒に対して、食物アレルギー体質であることや主治医からの指示を正確に知らせておき、学校で変わったことが発生した時には、直ちに児童生徒本人が担任に申し出ることができるようにしてもらいます。連絡帳等も活用します。

学校給食での対応は、主治医の診断をもとに、保護者との面談後、食物アレルギー対応委員会などで検討し、校長が決定します。必要があれば、保護者と一緒に主治医から直接話を聞く機会を設けます。

学校給食で全て対応することは難しく、除去食で不足する栄養素などは家庭の食事でもらえるように協力を求めます。

食物アレルギー対応食を提供している場合には、年に2～3回、保護者との面談を行い、対応状況や栄養状況について情報交換をします。

〈食物アレルギー対応食を提供する場合の毎月の流れ〉



学校が献立確認書等を保護者へ配付する。

保護者が献立確認書等をもとに対応をチェックし、献立確認書を学校へ返す。

保護者がチェックした献立確認書をもとに、除去食品・代替食品等を確認する。

管理職が対応を決定する。学校が献立確認書のコピーを保護者へ返す。

対応内容を作業工程表や調理指示書等に記入し、共通理解のもとに調理する。
対応内容を担任・養護教諭・調理員等の関係職員に周知し、誤食がないようにする。

※対応の詳細については、「第3章 学校給食の対応について」を参照

6 保護者への支援の留意点

医師の診断を受ける前から、必要以上の除去が保護者により実行され、児童生徒の成長・発育に支障をきたしていることもあります。

成長期の食物アレルギーの場合、単にアレルギーの原因食品を除去すればよいのではなく、代わりに摂取できる食品を探し、栄養面と発育発達のチェックを併せて行わなければなりません。

そのため、学校全体として、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員が連携しながら、保健指導、栄養指導を行う必要があります。

(1) 支援の進め方

- ① 主治医からの診断名、症状、検査値、除去が必要な食品等を記した「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等が提出され、学校での対応を決定します。
- ② 家庭での調理担当者等と児童生徒も同席して食事相談を行い、希望があれば継続します。
- ③ 相談内容や問題点などを記録します。必要に応じて、主治医の指示を仰ぎます。

(2) 食事相談のポイント

- ☆ 原因食品の特徴を理解し、医師の指示に基づいた除去を行う。
- ☆ 栄養面を考慮し、調理の工夫等で選択する食品の幅が広がるようにする。

- 体重・身長などの正常な発育のために、不足しがちな栄養素を補う食品やバランスのよい食事内容（主食・主菜・副菜の組合せ等）について情報提供をします。
- 原因食品の特徴を考慮し、選択できる食品の幅が広がるように調理の工夫等をアドバイスします。
- 規則正しい生活リズムや食習慣確立の重要性について確認します。
- 食事作りの心理的な負担が軽減できるような支援も心がけます。
- 医師とも連携し、よりよい食生活を目指します。

「食品の表示や外食の注意点などを正しく理解しましょう。」

「調理方法をこのように工夫するといいですよ。」



7 学習活動での対応

学校給食だけでなく、教材教具等アレルギーが含まれる場合や調理実習などの食物・食材を扱う授業や活動、野外活動や修学旅行などの校外学習でも、食物アレルギーに配慮していく必要があります。その場合には、学級担任が保護者と連絡調整を十分に行った上で、校内で情報共有し、児童生徒の安全を確保します。

自己管理能力育成のためには、保護者と協力関係を保ち、児童生徒の指導に当たることが大切です。

(1) 教材教具等への配慮

教材や教具にアレルギーが含まれる場合には、保護者と相談し、安全に実施できることを確認してから実施します。安全な実施に影響がある場合は、活動内容を見直します。



アレルギー	配慮すべき教材教具，学習活動例
小麦	小麦粘土，うどん・パン作り体験，理科の実験
落花生 ※	豆まき，落花生の栽培
そば ※	そば打ち体験
大豆	大豆の栽培，みそ作り
牛乳	牛乳パックの洗浄

※は特にアナフィラキシーを起こしやすいもの

<考えられる対応例>

- ・粘土を使う活動：小麦が含まれていない素材（例：寒天・米粉等）を利用した粘土を使用する。
- ・豆まき：落花生アレルギーの児童生徒がいる場合，落花生の使用は避ける。豆まきに大豆を使用する場合は，大豆アレルギーの児童生徒が誤食しないよう，見守り等の配慮を行う。まくものを食物以外のものとする。
- ・そば打ち体験：そばアレルギーの児童生徒がいる場合，活動内容を変更するなどの検討を行う。
- ・牛乳パックの洗浄：牛乳パック洗浄後の洗い場の洗浄・ふき取りを徹底する。牛乳以外の飲料の紙パックを使用する。

(2) 食に関する活動での配慮

学校行事や学級活動，家庭科の調理実習，総合的な学習の時間，クラブ活動等で食物・食材を扱う場合は，食物アレルギーを有する児童生徒に影響が無いかどうかを事前に確認し，計画を立てます。

影響があると考えられる場合には，学級担任が事前にお便り，連絡帳や電話連絡等で保護者に知らせ，安全を確認し，了解の上で学習活動を実施します。

<考えられる対応例>

- ・調理実習計画に食物アレルギーを有する児童生徒の確認欄を設ける。
- ・使用する食品を事前に保護者や本人に知らせる。
(ハムなど加工品を使用する場合はその原材料も知らせる。)
- ・可能な範囲でアレルギーの原因となる食品を避ける。
- ・微量の摂取や接触で症状が出る場合には，活動への参加の仕方を検討する。



(3) 校外学習での配慮

社会教育施設・ホテル・旅館等を利用した宿泊等を伴う野外活動・修学旅行等の校外学習や，学校外の施設での飲食を伴う校外学習では，関係者間で十分に連携し，緊急時の対応を事前に確認し，安全を十分に確保した上で活動を実施します。

①保護者・旅行者・宿泊先・食事を提供する施設等との連携

旅行者・宿泊先・食事を提供する施設等へ正確に児童生徒の食物アレルギーの状況を伝え，可能な対応を確認・共有します。

食事については、献立表や成分表等の情報提供を旅行業者・宿泊先・食事を提供する施設等へ依頼し、除去食や代替食等の可能な対応を確認し、保護者と対応を決定します。決定した対応については、児童生徒本人にも伝え、引率する教職員間でも情報共有します。配膳時には、予定していた食事が確実に提供されているか、施設職員と教職員での確認を徹底します。喫食中は、当該児童生徒が提供された食事以外のものを口にしないように配慮することも必要です。

②緊急時の対応

保護者と事前に相談し、アレルギー症状を発症した場合の対応を確認します。特に緊急性が高いアレルギー症状の判断基準等を共有しておき、必要な場合は速やかに救急車の要請を行います。

持参する内服薬やエピペン®等の保管場所を明確にするとともに、使用が必要なケースについて、事前に保護者に確認を行います。また、重篤な症状を引き起こす可能性がある児童生徒の場合は、保護者と相談し、現地の医療機関に緊急時の対応等を事前に連絡しておくことも検討します。

校外学習中は緊急時に連絡が取れるよう、保護者の協力・理解を得ておきます。

<考えられる対応例（野外活動）>

- ・施設での可能な範囲での除去食の提供（施設職員・学校との協議）
- ・自宅からの食事の持参（レトルト食品等）
- ・野外炊飯での食材検討（小麦アレルギー…カレールウ除去）
- ・おやつ、飲料の検討
 - ・枕のそば殻除去
- ・現地の医療機関への協力要請
 - ・旅行業者との連携



<考えられる対応例（修学旅行）>

- ・可能な範囲での除去食、代替食の提供（宿泊先等・学校との協議）
- ・自宅からの食事の持参（レトルト食品等）
- ・自主研修等でのグループへの食事選択に係る指導や飲食店への事前確認
- ・枕のそば殻除去
 - ・現地の医療機関への協力要請
 - ・旅行業者との連携

（４）朝の活動、昼休み、部活動などでの配慮

食物アレルギーの既往がない児童生徒が、給食後の運動により食物アレルギー症状を起こすことがあります。中でも、特定の食物摂取後、運動によって、じん麻疹、下痢、腹痛、息苦しさ、血圧低下や意識障害などが誘発される「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」というアレルギー症状を起こすケースがあります。

学校は、朝食後の学校での朝の活動、給食後の昼休みや5校時目の体育、部活動等の際には十分な健康観察を行い、体調のすぐれない児童生徒がいた場合には、アレルギー症状を疑って、速やかに対応できるようにしておくことが大切です。

事例1（朝）

朝の健康観察で、口の中に違和感を児童が訴えた。話を聞くと、朝食にさくらんぼをいつもの量以上摂取し、急いで登校してきたということであった。食物アレルギーを有していない児童であったが、病院の受診で「口腔アレルギー症候群」の疑いがあると診断された。

***朝の会では、十分な健康観察が必要です。**

事例2（昼休み）

昼休み後、教室に戻ってきた児童がかゆがっている。食物アレルギーを有していない児童であったが、給食後ということもあり、食物アレルギーを疑って担任が付き添って保健室まで連れて行った。その後、症状の改善が見られず、息苦しさも訴えたため、救急車を要請。原因となる食品は不明（後日検査を行う）であるが、食物アレルギーが疑われるとのことであった。

***昼食後は、食物アレルギーを有していない児童生徒にも配慮が必要です。**

事例3（5校時目の体育や部活動）

体育のランニング中に、全身の発赤と手足のしびれが見られ、嘔吐した。暑かったので、熱中症も疑われた。病院では「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」であると診断された。食物アレルギーを有していない生徒であったが、給食で食べたエビチリがアレルギーの原因と考えられた。

***授業時間帯だけでなく、部活動も含めて十分な健康観察を行うことが必要です。**

8 食物アレルギー対応における教職員等の役割

食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために、校長の指導のもと、それぞれの職務に応じて、関係職員で「食物アレルギー対応委員会」等を組織し、学校全体で対応します。食物アレルギー対応について、日頃から校内の共通理解を図るとともに、積極的に連携・協力していくことが大切です。

<校長の役割>

- 校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者として、研修等を通して職員の共通理解が図られるように指導する。
- 食物アレルギー対応委員会を設置する。
- 保護者と面談した際、基本的な考え方や対応策を説明する。
- 実施決定基準に照らし、関係職員と話し合いの後、最終的な対応を決定する。

<給食主任・保健主事の役割>

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で連携を図る。
- 保護者との面談の際、児童生徒の実態や保護者の要望等を確認する。

<栄養教諭・学校栄養職員の役割>

- 個別面談に出席し、アレルギーの原因となる食品や症状、家庭での除去食の状況等を確認する。
- 給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。
- 給食での対応の決定後、関係職員・保護者とともに毎月の対応について協議する。
- 必要に応じ、保護者に献立確認書、詳細献立表等を配付し、確認してもらう。
- 作業工程表等を作成する際には、アレルギーの原因となる食品に注意を払うとともに、混入がないよう調理指示を行う。
- 給食時の全般について学級担任と連携を密にし、安全な給食を提供する。

<調理員・給食パート職員の役割>

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態について理解し、対応食の内容を確認する。
- 栄養教諭・学校栄養職員の調理指示のもとに、対応する食品を確認した上で、作業工程表等をチェックしながら、安全かつ確実に作業する。
- 管理職、栄養教諭・学校栄養職員の指示のもとに、個人の対応食を確認した上で、搬送にあたる。

<教頭の役割>

- 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。
- 食物アレルギー対応委員会の企画、調整を行う。

<学級担任の役割>

- 食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が安全で楽しい給食時間を送ることができるよう十分に配慮する。
- 他の児童生徒に対して、発達段階に応じた指導を行い、食物アレルギーを正しく理解させる。
- 保護者と面談し、児童生徒の実態や保護者の要望、緊急時の対応等を確認し、職員間で共有する。
- 給食時間は、決められた確認作業を確実にを行い、誤食を防ぐ。
- 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の職員に十分な引継ぎを行う。
- 内服薬やエピペン®を処方されている場合には、どういった症状の時に使用するのか事前に十分に確認する。

<養護教諭の役割>

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握する。
 - ・アレルギーの原因となる食品
 - ・食物アレルギー症状
 - ・主治医及び指示内容
- 学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、他の職員との連携を図る。
- 食物アレルギーについての知識や対応、エピペン®の使用方法を全職員に周知する。
- 食物アレルギー症状が出た場合の処置方法を確認する。
- 主治医、学校医と連携を図り、該当児童生徒が誤食した場合や運動後に症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
- 内服薬やエピペン®を処方されている場合には、どういった症状の時に使用するのか事前に十分に確認する。

